

新しいミュージアムのかたち

—博物館法改正を踏まえたミュージアムの未来、その理念と実践

令和4(2022)年4月、「博物館法の一部を改正する法律」が成立し、令和5(2023)年4月に施行されました。博物館法の単独改正は昭和30(1955)年以来、67年ぶりとなります。今回の法改正では、博物館法が社会教育法に加え、文化芸術基本法に基づくことが定められました。具体的な変更点は、博物館登録制度のリニューアル、デジタルアーカイブの作成と公開、学芸員ほか博物館にかかわる人材の養成・研修、博物館の連携など、多岐にわたります。

この法改正を経て、静岡のミュージアムの未来はどのような方向へと向かうのでしょうか。本講習会を通じて、博物館法改正の理念や具体的な手続きを知り、新たな博物館法が指し示すミュージアムの未来を加盟館園で共有することで、「博物館の連携」を進め、ひいては国の文化発展の寄与へとつながる機会となればと思います。

プログラム

13:00 開場

13:30 開会・趣旨説明

講演① 13:35～14:35

「ミュージアムの未来、その理念と実践」

中尾智行氏（文化庁 博物館支援調査官）

ミュージアムが新しく期待される多様な主体との連携や文化観光その他の活動による地域の活性化への寄与等についてお話しいただきます。

講演② 14:35～15:05

「静岡県における博物館登録及び指定審査について」

深谷一真氏（静岡県教育委員会社会教育課）

博物館登録申請に係る提出書類や審査の流れについてお話しいただきます。

講演③ 15:20～16:00

「博物館法改正と文化資源」

木下直之氏（静岡県博物館協会会長・静岡県立美術館館長）

博物館法改正によって、その第3条3項に「文化資源」が登場したことの意義と背景についてお話しいただきます。

16:00 閉会

2024

9.3 (火)

参加無料

会場：静岡県立美術館 講堂

定員：250名 ※要予約

対象：どなたでも

（静岡県博物館協会加盟館園の方以外もご参加いただけます。）

主催：静岡県博物館協会

申込方法：申込用紙にご記入の上、FAX またはメールにてお申し込みください。（お席に空きがあれば当日参加も可能です。当日参加の可否は静岡県博物館協会 HP (<https://www.shizuhaku.net/>) または公式 X にてお知らせします。）

【お問い合わせ・申し込み先】 締切：8月30日（金）

静岡県博物館協会事務局（静岡県立美術館 学芸課 担当：喜多孝臣） 〒422-8002 静岡市駿河区谷田 53-2

Email kita@spmoa.shizuoka.shizuoka.jp TEL 054-263-5857 FAX 054-263-5742

静岡県博物館協会 2024（令和6）年度 第1回講習会

新しいミュージアムのかたち
申込用紙

申込日 年 月 日

静岡県博物館協会事務局 御中

所属名

9月3日（火）静岡県博物館協会講習会「新しいミュージアムのかたち」参加者

職名	氏名

申込締切

8月30日（金）

【お問い合わせ・申し込み先】

静岡県博物館協会事務局静岡県立美術館 学芸課 喜多孝臣

〒422-8002 静岡市駿河区谷田 53-2 Email kita@spmoa.shizuoka.shizuoka.jp TEL 054-263-5857

FAX 054-263-5742